

全国市長会

個人年金共済制度

[拠出型企業年金保険]

年に1度の新規加入・増口のチャンスです。

自助努力で無理なく積み立て、充実した退職後のライフプランのために

公的年金の支給開始年齢が60歳から65歳に段階的に引き上げになり、在職中の自助努力がますます重要なものとなってきました。全国市長会個人年金共済制度で是非、ご準備ください。



月払は2,000円から、半年払は10,000円から、積み立てることができます。手軽に始められる積立年金制度です。

新規加入(増口)日

月払

令和3年10月1日

半年払

令和3年12月1日

⚠ 本パンフレットは大切に保管してください。

ご意向(ニーズ)
確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧ください。保障内容、保険料、積立金(年金原資試算表の内容)などが自身のご意向(ニーズ)に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

制度内容を動画で
分かりやすくご紹介!

スマホで
今すぐ
チェック!



ご存知ですか？

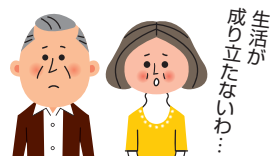
高齢無職世帯の家計収支(世帯主が65～69歳の二人以上の無職世帯)

支出▶月額 約**27.1**万円(食料費、住居費、教養娯楽費等)

⊖ 収入▶月額 約**19.9**万円(公的年金等)

月額 一約**7.2**万円 不足!

〈出典〉総務省統計局 家計調査報告(家計収支編)2019年(令和元年)平均結果の概要



生活が
成り立たないわ…

個人年金共済制度の特徴

1. 計画的な積立が将来の夢を大きく広がります。

65歳から年金月額約8万円(年金受取総額1000万円)以上を
10年確定年金(定額型)で受け取るためのモデル加入例は次のとおりです！

※予定利率は1.25%として算出しております。

※積立金を年金に換算する率(年金現価率)は、住友生命(事務幹事会社)の予定利率で算出したものを使用しています。



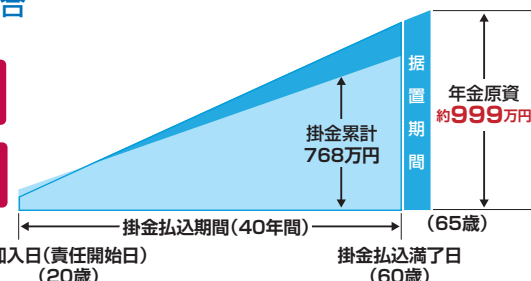
20歳の方 60歳までの掛金払込期間40年+据置期間5年の場合

	加入口数/掛金	掛金累計
月払	3口 6,000円	288万円
半年払	6口 60,000円	480万円
合計		768万円

年金受取総額	約 1051 万円
年金月額	約 87,610 円
65歳時積立金	約 999 万円
掛金累計	768 万円

約**283**万円
アップ!

約**231**万円
アップ!



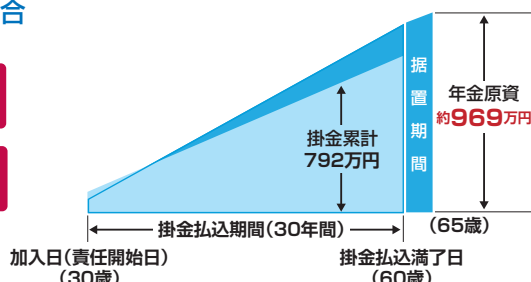
30歳の方 60歳までの掛金払込期間30年+据置期間5年の場合

	加入口数/掛金	掛金累計
月払	6口 12,000円	432万円
半年払	6口 60,000円	360万円
合計		792万円

年金受取総額	約 1020 万円
年金月額	約 85,020 円
65歳時積立金	約 969 万円
掛金累計	792 万円

約**228**万円
アップ!

約**177**万円
アップ!



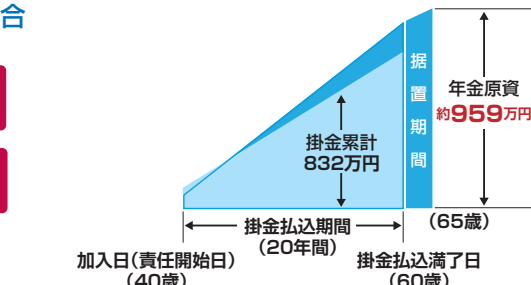
40歳の方 60歳までの掛金払込期間20年+据置期間5年の場合

	加入口数/掛金	掛金累計
月払	9口 18,000円	432万円
半年払	10口 100,000円	400万円
合計		832万円

年金受取総額	約 1009 万円
年金月額	約 84,120 円
65歳時積立金	約 959 万円
掛金累計	832 万円

約**177**万円
アップ!

約**127**万円
アップ!



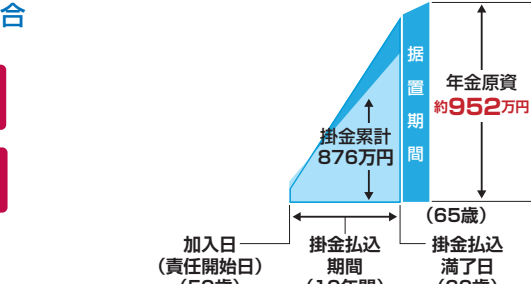
50歳の方 60歳までの掛金払込期間10年+据置期間5年の場合

	加入口数/掛金	掛金累計
月払	24口 48,000円	576万円
半年払	15口 150,000円	300万円
合計		876万円

年金受取総額	約 1002 万円
年金月額	約 83,510 円
65歳時積立金	約 952 万円
掛金累計	876 万円

約**126**万円
アップ!

約**76**万円
アップ!



退職時に退職時一時払を申し込むことにより、年金月額を増やすことが可能です。(注)
配当金が生じた場合、積立金に加算されます。

(注) 詳細は8ページのQ&Aをご参照ください。

2. 所得税・住民税の税額が軽減されます。

※詳細は9ページをご参照ください。

3. 2つのコースの保険料控除を活かしながら 積み立てて、退職時に受取方法を決めます。

※1つのコースのみでのご加入も可能です。

※詳細は6ページの「取扱内容」および9ページをご参照ください。



コース	加入資格	掛金払込の全口中止(中断)	積立金の払出し	保険料控除
個人年金 税制適格コース	掛金払込予定期間が 10年以上ある方	お取扱いできません。 (原則1口以上継続して いただきます。)	お取扱いできません。	個人年金保険料控除
一般共済 コース	掛金払込予定期間が 1年以上ある方	お取扱いできます。 (一般共済コースのみ加入の 場合は最長3年です。)	お取扱いできます。	一般生命保険料控除

ご加入例

加入年齢 30歳

掛金払込期間満了年齢 60歳

年金支払開始年齢 65歳

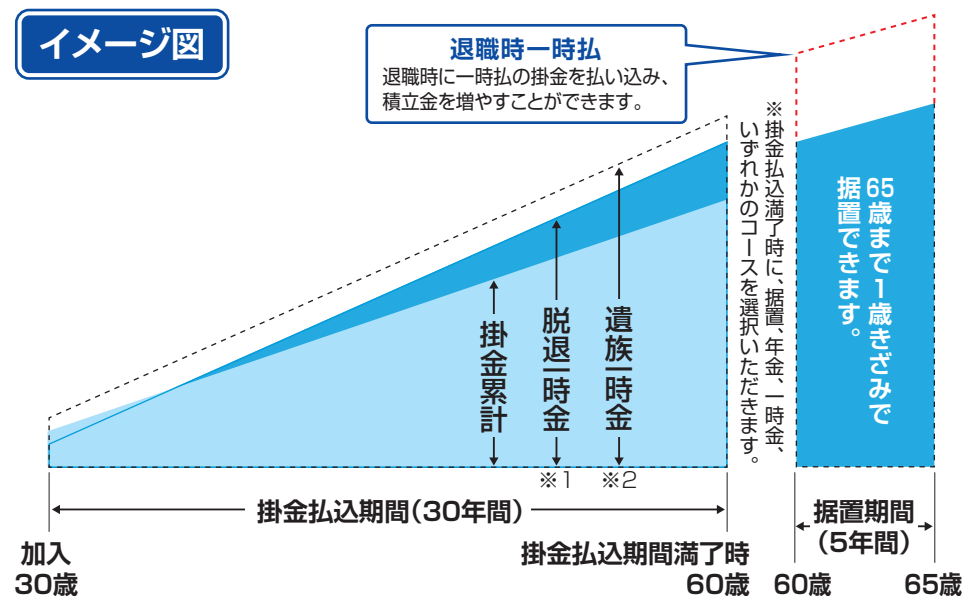
コース	掛金	掛金払込期間満了時	据置期間満了時
個人年金 税制適格 コース	月払 8,000円(1口 2,000円で4口加入) 半年払 40,000円(1口10,000円で4口加入) 年間払込掛金合計 176,000円	積立金 約 612 万円 掛金累計 528万円	積立金 約 646 万円 掛金累計 528万円
一般共済 コース	月払 4,000円(1口 2,000円で2口加入) 半年払 20,000円(1口10,000円で2口加入) 年間払込掛金合計 88,000円	積立金 約 306 万円 掛金累計 264万円	積立金 約 323 万円 掛金累計 264万円

合計積立金
約**969**万円

合計掛金累計
792万円

据置期間満了時に、
年金、一時金、どちらかの
コースを選択いただけます。

イメージ図



予定利率

予定利率は1.25%です。(令和2年
10月1日現在)毎年度の決算により
配当金に加算されることもあります。

平成29年度 運用実績

1.39%

平成30年度 運用実績

1.38%

令和元年度 運用実績

1.37%

※運用実績は決算による配当金を考慮
した総利回り(付加保険料控除前)
で、将来をお約束するものではなく、
今後変動する可能性があります。
※ご加入の際は5ページの「年金原
資試算表」を必ずご確認ください。

掛金払込期間中の給付内容

脱退されたとき(※1 脱退一時金)

脱退時点の積立金を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。

死亡されたとき(※2 遺族一時金)

死亡時点の積立金に月払1口あたり10,000円、半年払1口あたり10,000円を加算した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

※掲載の数値は5ページの年金原資試算表に基づいています。 ※コースごとに加入口数は設定できます。

年金や一時金などが支払われない場合がありますので、11ページ注意喚起情報「④年金・一時金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。

退職時に10種類のパターンから受取方法をお選び いただきます！

加入時に受取方法の選択は不要です。

- ①から⑩の受取方法をご用意。いずれか1つをご選択いただき、ご加入者にお支払いします。
- 年金受取開始年齢は60歳～65歳のいずれかから選択可能です。



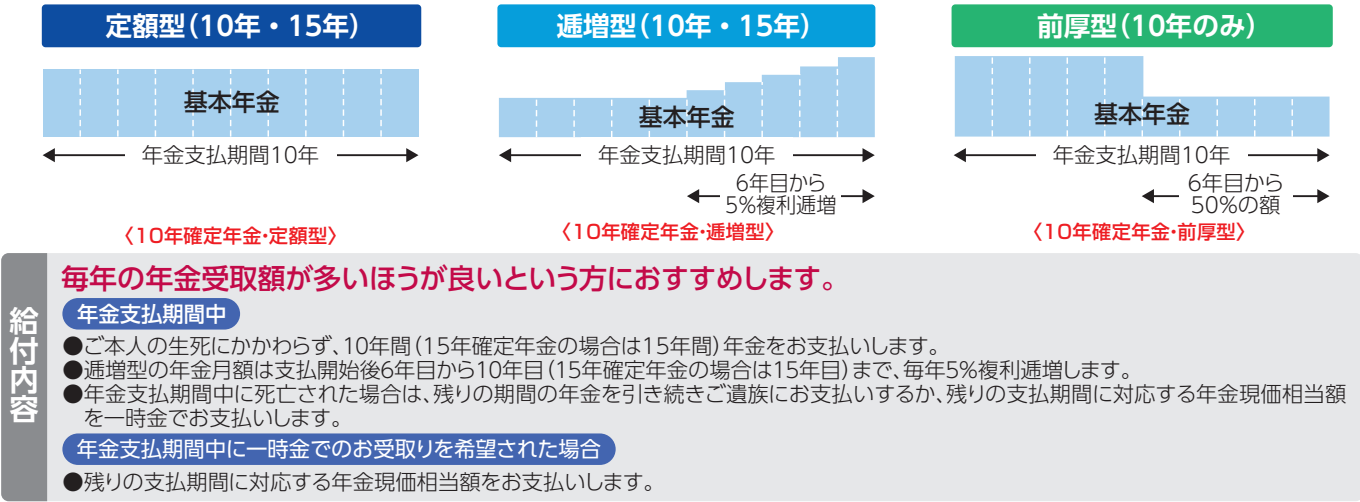
受取方法は、①から⑩の10パターンから退職時点でお選びいただけます。

年金種類		受取方法		
		定額型 年金月額 は支払 期間中 変動し ません。	逓増型 年金月 額は支 払開始 後6年 目から 一定の 間5% 複利逓 増し ます。 (※1)	前厚型 年金月 額は支 払開始 から5 年経過 後、6 年目か ら50% の額と なり ます。
受取 期間	確定年金	① 10年	② 10年	③ 10年
	終身年金 (15年保証期間付)	④ 15年	⑤ 15年	—
	配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)	⑥ 終身	⑦ 終身	—
	配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)	⑧ 終身 (※2)	⑨ 終身 (※2)	—
一時金		⑩ 一時金受取り		

(※1) 10年確定年金は10年目、15年確定年金の場合は15年目、終身年金および配偶者年金特則付終身年金の場合は20年目まで毎年逓増します。
(※2) 保証期間経過後の配偶者年金の額は、ご本人の50%の額となります。

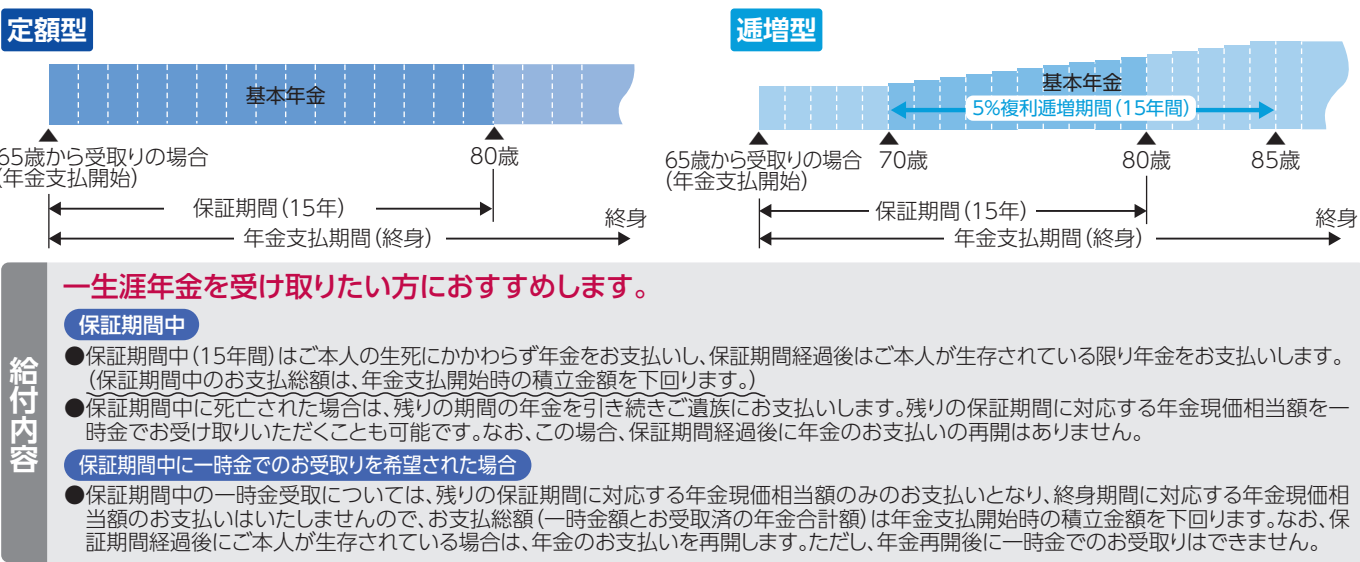
確定年金

①②③④⑤



終身年金 (15年保証期間付)

⑥⑦



配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)

定額型 逓増型

⑧⑨

配偶者年金もお受取りになれますので、あなたに万一の場合にも安心です。

保証期間中

- 保証期間中 (15年間) はご本人の生死にかかわらず年金をお支払いします。また、保証期間経過後はご本人が生存されている限り年金をお支払いし、ご本人が死亡された場合は配偶者が生存されている限り配偶者年金をお支払いします。(保証期間中のお支払総額は、年金支払開始時の積立金額を下回ります。)
- 保証期間経過後の配偶者年金の額は、ご本人の50%の額となります。
- 配偶者とは、ご本人の年金支払開始時および死亡時に法律上の配偶者である方をいいます。
- ご本人が死亡される前に配偶者が死亡された場合、配偶者年金のお支払いはありません。
- 保証期間中にご本人および配偶者年金をお受取り中の配偶者が死亡された場合は、残りの期間の年金を引き続きご遺族にお支払いします。残りの保証期間に対応する年金現価相当額を一時金でお受け取りいただくことも可能です。なお、この場合、保証期間経過後に年金のお支払いの再開はありません。

保証期間中に一時金でのお受取りを希望された場合

- 保証期間中の一時金受取については、残りの保証期間に対応する年金現価相当額のみのお支払いとなり、終身期間に対応する年金現価相当額のお支払いはいたしませんので、お支払総額 (一時金額とお受取済の年金合計額) は年金支払開始時の積立金額を下回ります。なお、保証期間経過後にご本人または配偶者が生存されている場合は、年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金でのお受取りはできません。

一時金受取り 将来支払われる年金にかえて、一時金として受け取ることもできます。

⑩

■ 年金月額・総受取額 (概算額) ※年金原資が約969万円 (P2のご加入例) の場合

	10年確定年金			15年確定年金	
	③ 5年前厚型	① 定額型	② 逓増型	④ 定額型	⑤ 逓増型
1年目	約112,200円	約85,020円	約78,940円	約58,420円	約48,570円
2年目					
3年目					
4年目					
5年目					
6年目	56,100		82,880		50,990
7年目			87,030		53,540
8年目			91,380		56,220
9年目			95,950		59,030
10年目			100,750		61,980
11年目					65,080
12年目					68,340
13年目					71,750
14年目					75,340
15年目					79,110
総受取額	10,098,000 少	10,202,400	10,232,280	10,515,600	10,610,760 多

終身年金 (15年保証期間付)	
⑥ 定額型	⑦ 逓増型 (初回)
約45,050円	約32,710円

配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)	
⑧ 定額型 (初回)	⑨ 逓増型 (初回)
約39,380円	約26,990円

留意事項

- 記載の年金月額は65歳で年金受取を開始する男性の場合の金額です。
- 配偶者年金特則付終身年金の年金月額は配偶者の年齢によって異なります。記載の年金月額は配偶者 (女性) が本人 (男性65歳) より3歳年下の場合の金額です。

年金原資試算表

<年金原資試算表(表1・表2)の記載数値について>

■将来支払われる給付額は現時点では確定しておらず、今後の加入規模の変化・入金状況・予定利率の変更等により変動(増減)します。
下記の給付額は、以下の前提が今後も一定と仮定した場合の目安です。

- ①契約が次の総加入口数を常に維持していること。月払 460,000口、半年払260,000口
- ②加入者全員の掛金が払込期月の1日までに入金されていること。
- ③各引受保険会社の予定利率・引受割合が令和2年10月現在のもとの同一であること。(各引受保険会社の予定利率を引受割合で加重平均した率は1.25%です。)
- ④配当金の加算がないこと。

■加入期間が短い場合(下記年金原資試算表では5年未満)、脱退一時金額がお払い込みいただいた掛金の累計額を下回る場合があります。

■月払は10月1日、半年払は12月1日に加入した場合を前提として計算しています。

表1 〈月払〉1口加入(掛金2,000円)の場合

加入年数	掛金累計	60歳時の年金原資 (脱退一時金額)	65歳時の年金原資 (5年間据置後)
1年	24,000円	約 23,470円	約 24,780円
2	48,000	47,210	49,840
3	72,000	71,220	75,190
4	96,000	95,500	100,830
5	120,000	120,060	126,770
6	144,000	144,910	153,000
7	168,000	170,040	179,530
8	192,000	195,460	206,370
9	216,000	221,170	233,520
10	240,000	247,180	260,980
15	360,000	381,770	403,100
20	480,000	524,280	553,570
25	600,000	675,180	712,900
30	720,000	834,950	881,600
35	840,000	1,004,130	1,060,230
37	888,000	1,074,550	1,134,590
40	960,000	1,183,260	1,249,370

表2 〈半年払〉1口加入(掛金10,000円)の場合

加入年数	掛金累計	60歳時の年金原資 (脱退一時金額)	65歳時の年金原資 (5年間据置後)
1年	20,000円	約 19,540円	約 20,630円
2	40,000	39,320	41,510
3	60,000	59,310	62,620
4	80,000	79,540	83,980
5	100,000	100,000	105,580
6	120,000	120,690	127,420
7	140,000	141,620	149,530
8	160,000	162,790	171,880
9	180,000	184,200	194,490
10	200,000	205,860	217,360
15	300,000	317,960	335,730
20	400,000	436,660	461,050
25	500,000	562,330	593,750
30	600,000	695,410	734,260
35	700,000	836,310	883,030
37	740,000	894,960	944,970
40	800,000	985,500	1,040,560

表3

初回の年金月額1万円に必要な年金原資

年金種類 年金開始年齢	㉠10年確定年金	㉢15年確定年金	㉡ 15年保証期間付終身年金		㉣ 配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)〈注〉		㉤10年確定年金 5年前厚型
			男 性	女 性	男 性	女 性	
60歳開始の場合	1,140,330円	1,659,530円	2,461,640円	2,784,500円	2,814,400円	2,857,640円	864,100円
65歳開始の場合			2,152,030円	2,416,070円	2,461,740円	2,474,610円	

初回の年金月額8万円を確保する場合に必要な年金原資

年金種類 年金開始年齢	㉠10年確定年金	㉢15年確定年金	㉡ 15年保証期間付終身年金		㉣ 配偶者年金特則付終身年金 (15年保証期間付)〈注〉		㉤10年確定年金 5年前厚型
			男 性	女 性	男 性	女 性	
60歳開始の場合	9,122,640円	13,276,240円	19,693,120円	22,276,000円	22,515,200円	22,861,120円	6,912,800円
65歳開始の場合			17,216,240円	19,328,560円	19,693,920円	19,796,880円	

●この金額は、住友生命(事務幹事会社)の予定利率で算出したものであり、今後の経済情勢などにより変更されることがあります。

●㉠～㉤については定額型の年金原資を記載。

〈注〉配偶者年金特則付終身年金(15年保証期間付)は、男性が女性よりも3歳年上の場合の金額です。

取扱内容

本制度には、払込保険料が「一般生命保険料控除」の対象となる「一般共済コース」と、「個人年金保険料控除」の対象となる「個人年金税制適格コース」が設定されています。いずれか1つのコースに加入することも、両方のコースに加入することもできます。コースの選択および口数指定は加入(新規・増口)申込時に手続きしていただきます。

一般共済コースと
個人年金税制適格コースで
取扱内容が異なる部分が
あります。



	一般共済コース	個人年金税制適格コース
加入対象者	市役所あるいは一部事務組合、広域連合、全国市長会が認めた団体(支部・都道府県市長会など)の常勤職員で、令和3年10月1日現在、満15歳以上で、加入日から掛金払込満了日(満60歳の誕生日以後の最初の3月31日)まで1年以上の予定加入期間があり、現在正常に勤務されている方。	市役所あるいは一部事務組合、広域連合、全国市長会が認めた団体(支部・都道府県市長会など)の常勤職員で、令和3年10月1日現在、満15歳以上で、加入日から掛金払込満了日(満60歳の誕生日以後の最初の3月31日)まで10年以上の予定加入期間があり、現在正常に勤務されている方。(ただし、すでに個人年金税制適格コースに加入されている方の増口は掛金払込満了日まで追加加入日より1年以上あれば可能です。)
	上記加入対象者ではない方は加入できません。上記以外の方が加入された場合には加入取消しとさせていただきます。	
新規加入・増口	毎年1回、募集期間中に新規加入・増口ができます。(月払は10月1日、半年払は12月1日)加入(新規・増口)時に口数をコース別に指定していただきます。なお、増口の場合は掛金払込満了日(満60歳の誕生日以後の最初の3月31日)までの期間が1年以上あることを要します。	
掛金払込の中止(減口・中断)	原則、毎年1回、募集期間中に下記①～⑦の事由のいずれかに該当する場合、ご加入者のお申し出により、掛金の一部について払込みを中止(減口)することができます。このとき、中止口数分に相当する積立金は払い出しされず、そのまま積み立てられます。なお、両コースに加入されている場合は、一般共済コースから中止(減口)のお取扱いをします。	
	全口中止(中断)することも可能です。(ただし、一般共済コースのみ加入の場合は最長3年です。)	原則、1口以上継続していただきます。ただし、10年以上継続して積み立てていれば全口中止(中断)することも可能です。(最長3年です。)
掛 金	●掛金は加入者負担で、毎月の給与または賞与から控除します。 掛金には1%の制度運営費が含まれています。パンフレットでは、保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。 月 払 1口 2,000円(制度運営費 20円含む。)1口以上、両コース合わせて100口限度。 半年払 1口 10,000円(制度運営費100円含む。)1口以上、両コース合わせて100口限度。 ●退職時に一括して掛金を払い込むことにより、年金原資を増額することができます。 満50歳以上で退職し、かつ退職月まで掛金を払い込んだ方に限ります。 退職時一時払 1口 50,000円で1口以上200口限度。(制度運営費はありません。)	
積立金の払出し	下記①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、ご加入者のお申し出により掛金の払込みを継続したまま、口数を指定して、積立金の全部または一部を払い出すことができます。	お取扱いできません。
脱退一時金	脱退時点の積立金全額がご加入者に支払われます。 なお、加入期間が短い場合、脱退一時金がお払い込みいただいた掛金の累計額を下回る場合がございます。	
遺族一時金	死亡時点の積立金に月払1口あたり10,000円、半年払1口あたり10,000円を加算した金額がご加入者の遺族 ^(※) に支払われます。ただし、遺族一時金の上乗せ給付は、死亡月の掛金の払込みが要件となっております。 (※)遺族は、ご加入者の配偶者、子(子が死亡している場合はその直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹とし、給付の順位はこれに従います。同順位の遺族が2名以上となる場合には、そのうちの最年長者です。	
掛金払込満了年齢到達時の給付内容	●掛金払込満了日は満60歳の誕生日以後の最初の3月31日です。 ●両コースとも年金を選択する場合は次のいずれか1つ(同一の年金種類)を選択していただきます。 ・10年確定年金 ・15年確定年金 ・15年保証期間付終身年金 ・配偶者年金特則付終身年金(15年保証期間付) ※一時金での受取りを希望される場合には、将来支払われる年金にかえて、一時金で受け取ることもできます。	
中途退職時の給付内容	●満50歳以上満60歳未満で退職されたときも、満60歳より年金を受け取ることができます。(ただし、個人年金税制適格コースの場合は、掛金払込が継続して10年以上あることを要します。) 年金の支払開始は退職日から10年を限度として、満60歳から満65歳までの間で選択していただきます。 ●両コースとも年金を選択する場合は次のいずれか1つ(同一の年金種類)を選択していただきます。 ・10年確定年金 ・15年確定年金 ・15年保証期間付終身年金 ・配偶者年金特則付終身年金(15年保証期間付) ※一時金での受取りを希望される場合には、将来支払われる年金にかえて、一時金で受け取ることもできます。	
配 当 金	毎年度の決算により配当が生じた場合には、 ●年金開始前 積立金に加算されます。 ●年金開始後 年金に加算されます。	
そ の 他	一般共済コース、個人年金税制適格コース間の積立金の移行はできません。 両コース加入の方は、それぞれのコースについて年金受給権を判定します。	

◆掛金払込の中止(減口・中断)事由(①～⑦)・積立金の払出事由(①～⑥)

- ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病、障害、死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む)
⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合



全国市長会 個人年金共済制度

Q & A

加入と再加入について

Q いつでも加入できるのですか？

A 加入申込受付は、年1回の募集期間(6～7月)^(※)のみです。この機会を逃すと、翌年まで加入することができません。なお、制度への加入は、毎月払が10月1日、半年払は12月1日となります。
(※)6～7月の間で各市役所・団体ごとに募集期間が設定されています。

Q 一度脱退して、再加入できますか？

A 一度脱退した場合でも、改めて次回以降の募集期間に加入を申込むことができます。ただし、加入日時点(月払:10月1日、半年払:12月1日)で各コースの加入対象者であることが必要です。

「個人年金税制適格コース」と「一般共済コース」の違いについて

Q 「個人年金税制適格コース」は「一般共済コース」と比べてどんな相違点がありますか？

A 「一般共済コース」の一般生命保険料控除とは別枠で個人年金保険料控除の対象となる利点があります。
一方、税法上以下の制限があります。
①積立金の払出しのお取扱いはできません。払出しを希望される場合は、この制度から脱退いただき、その時点の「個人年金税制適格コース」と「一般共済コース」の積立金全額をお受け取りいただくことになります。
②加入10年未満で掛金の払込中断はできません。
③満50歳以上で退職しても、掛金払込期間が10年以上でないと、年金で受け取ることができません。(一時金でのお受取りとなります。)

Q 新規加入したいのですが？

A 「一般共済コース」と「個人年金税制適格コース」で新規加入の条件は異なります。
①一般共済コース
加入から掛金払込満了日(満60歳の誕生日以後の最初の3月31日)までの期間が1年以上あることが必要です。(昭和37年4月1日以降生まれの方が対象となります。)
②個人年金税制適格コース
加入から掛金払込満了日までの期間が10年以上あることが必要です。(昭和46年4月1日以降生まれの方が対象となります。)
ただし、すでに加入されている方の増口は掛金払込満了日まで1年以上の予定加入期間があれば可能です。

積立金の払出しと掛金払込中断について

Q 脱退せずに積立金の一部を受け取ることはできますか？

A 「一般共済コース」のみ積立金の一部または全部をいつでも、加入口数を変えずに払い出すことができます。「個人年金税制適格コース」は積立金の払出しのお取扱いできません。

Q 掛金払込中断は最長何年できますか？

A 最長3年間です。「個人年金税制適格コース」については、税法上の要件として、10年以上継続して積み立てていれば中断できます。



口数の変更について

Q 加入後に口数を変更することはできますか？

A できます。口数の変更は年1回の募集期間のみ行うことができます。
増口…すでに加入している口数とあわせて、月払・半年払各々100口まで加入できます。
減口…所定の事由のいずれかに該当する場合、掛金の減口ができます。なお、詳細については6ページの減口の項目を参照ください。



加入・掛金変更申込書の記入要領

すでにご加入の方はこの申込書で増口も減口も可能です。
(例)月払で各コースを2口増口する場合

コース	現在	記入内容
一般	3口 6,000円	5口 10,000円
税適	2口 4,000円	4口 8,000円
合計掛金	10,000円	合計掛金 18,000円

申込書の「口数・掛金欄」には必ず、申込(変更)後の口数と掛金額をご記入ください。

※増口する金額を記入されないようご注意ください。

年金の給付について

Q 年金の種類はいつ選ぶのですか？

A 年金の種類は、年金の受取りを開始する時に選ぶことができます。また、希望により年金の受取開始時期を掛金払込満了時から満65歳まで据置ができます。据置期間中は、掛金の払込みが中止されたものとし、増口(減口)、払出しのお取扱いはしません。

Q 年金の受取方法は？

A 年4回、2月、5月、8月、11月の各1日(住友生命の休業日の場合は、翌営業日)にそれぞれ3か月分をまとめてお受け取りいただけます。

Q 年金の受取りを開始してから、一時金で受け取ることができますか？

A できます。確定年金のときは残りの支払期間に対応する年金現価相当額を、終身年金および配偶者年金特則付終身年金のときは残りの保証期間に対応する年金現価相当額を年金に代えて一時金として受け取ることができます。なお、終身年金および配偶者年金特則付終身年金のときは、保証期間経過後にご本人(配偶者年金特則付終身年金のときは配偶者を含む)が生存されている場合に年金の支払いが再開されますが、再開後は一時金でのお受取りはできません。

Q 退職時に一括して積み増すことができますか？

A できます。在職中に十分な年金原資を積み立てることができなかった場合には、退職時に掛金を一括して払い込み、年金原資を増額する方法(退職時一時払)があります。この場合、次の条件があります。
①満50歳以上で退職し、退職時まで掛金(月払または半年払)を払い込んでいること。
②払込みは退職時の一回に限ること。
③払込みは1口50,000円とし、200口(1000万円)以下であること。

遺族一時金について

Q 死亡時に遺族一時金の給付はありますか？

A 死亡時には脱退一時金に月払1口あたり10,000円、半年払1口あたり10,000円を加算した金額を遺族一時金としてお支払いします。
※遺族一時金の上乗せ給付は死亡月の掛金の払込みが要件となっております。

据置期間中の取扱いについて

Q 据置期間中に年金の受取開始は可能ですか？また、据置期間中に万一本人が死亡した場合はどうなりますか？

A 据置期間の途中であっても満60歳の誕生日の翌月以降であれば当初の年金受取開始年齢より前に年金の受取りを開始することが可能です。
据置期間中に死亡された場合、その時点の積立金が遺族に一時金で支払われます。

加入後のご案内について

Q 加入してから退職(掛金払込満了)までどのような案内があるのですか？

A 以下のご案内が住友生命から市役所(団体)経由で送付されます。
①「ご加入状況のお知らせ」
毎年9～10月にかけてご加入時または掛金変更時のお申込内容を作成し、市役所(団体)にご送付します。
※保険証券は作成されません。
②「積立金のお知らせ」
毎年2月頃に12月末現在の積立金額をお知らせします。
③「保険料払込満了に伴う手続きのご案内」
対象者には1月中旬頃に、選択可能なコースと給付額の試算および手続き方法を記載した掛金払込満了者あてのご案内を市役所(団体)にご送付します。

④「請求手続きのご案内」

掛金払込満了を迎える前に脱退される方にも、選択可能なコースと給付額を試算した資料および手続きをご案内する書類をご提供できます。ご要望の際は、市役所・団体のご担当者までお申し出ください。



ご不明な点がございましたら、11ページ「⑨契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルまでご連絡ください。

個人年金保険料控除・一般生命保険料控除により 所得税・住民税の税額が軽減されます。

- 保険料(掛金から制度運営費1%を控除した額)は、個人年金税制適格コースは個人年金保険料控除、一般共済コースは一般生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の税額が軽減されます。
- 個人年金保険料控除、一般生命保険料控除は、それぞれ所得税5万円、住民税3万5千円まで控除対象となります。

■ 年間10万円以上の個人年金保険料(掛金 — 制度運営費)を負担された場合の例(概算)

年間の給与収入	年間の軽減税額	年間の給与収入	年間の軽減税額
300万円	6,000円	600万円	8,500円
400万円	6,000円	700万円	8,500円
500万円	6,000円	800万円	13,500円

ご存知ですか？ 保険料については➡年末調整で所得控除

〈計算の前提〉

- 軽減税額は、家族構成を「ご夫婦のみ世帯」で、配偶者には所得がないものとして計算しています。
- 課税所得金額は、基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除、給与所得控除を受けたものとして計算しています。社会保険料控除は、財務省主税局の試算用指数を使用し、「給与収入×15%」としています。
- 所得税における復興特別所得税、住民税における調整控除は考慮していません。
- 所得税額等は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にし、個別のお取扱いについては税理士または所轄の税務署にご確認ください。
- 記載の内容は、令和2年8月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

税務について

	税 務
保 険 料 <保険料とは掛金から制度運営費(掛金の1%)を控除したもの>	一般共済コースの保険料 一般生命保険料控除の対象 個人年金税制適格コースの保険料 個人年金保険料控除の対象 (所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条、 地方税法第34条、第314条の2)
脱 退 一 時 金	一時所得として課税されます。 課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料累計-特別控除50万円)×1/2 (所得税法第34条、同法施行令第183条)
遺 族 一 時 金	相続税の課税対象、ただし受取人が法定相続人の場合、 「500万円×法定相続人数」までは非課税です。 (相続税法第3条・第12条)
年 金	雑所得として課税されます。 課税対象額=(基本年金年額+買増年金年額)- 払込保険料累計 基本年金年額× 年金受取総額またはその見込額 (所得税法第35条、同法施行令第183条)

■ 一般生命保険料・個人年金保険料控除額の計算方法
一般生命保険料控除(一般共済コースの保険料)・個人年金保険料控除(個人年金税制適格コースの保険料)の計算方法は同じです。

	年間払込保険料	所得控除額
所 得 税	25,000円以下	全 額
	25,000円超50,000円以下	年間払込保険料×1/2+12,500円
	50,000円超100,000円以下	年間払込保険料×1/4+25,000円
	100,000円超	一律50,000円
	年間払込保険料	所得控除額
住 民 税	15,000円以下	全 額
	15,000円超40,000円以下	年間払込保険料×1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下	年間払込保険料×1/4+17,500円
	70,000円超	一律35,000円

※記載の内容は令和2年8月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。なお、個別の税務の取扱い等は所轄の税務署へご確認ください。
※当個人年金共済制度は、平成24年1月1日より前に発足しておりますので、一般生命保険料・個人年金保険料控除は、それぞれ所得税5万円、住民税3万5千円まで控除対象となります。(平成24年1月1日以降の新規加入・増口された部分も同様の取扱いとなります。)

契約概要

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

1. 商品の特徴について

- ◆ 職員の自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、全国市長会を契約者として運営する団体年金保険商品です。
 - ◆ 在職中に積立てを行い、掛金払込満了後は積立金を原資とした年金または一時金が受け取れます。
 - ◆ 死亡時には積立金に遺族年金特約*による所定の金額を加算した額が一時金として支払われます。
- *拠出型企業年金保険遺族年金特約が正式名称です。本パンフレットでは拠出型企業年金保険を省略して記載しています。

2. 加入対象者、掛金および保険期間などについて

具体的な加入内容が記載されている本パンフレットにて確認してください。

3. 保障内容(給付内容)について

具体的な加入内容が記載されている本パンフレットにて確認してください。

4. 配当金について

毎年度の配当金はそれぞれの支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によっては支払われない年度もあります。掛金払込期間中の配当金は積立金に加算され、年金受給開始後は年金に加算されます。年度途中で脱退された場合はその年度分の配当金はありません。

5. 積立金について

「積立金」は、掛金から制度運営費、事務手数料などを差し引いて積み立てられ、所定の利率(予定利率)により運用されています。

6. 引受保険会社について

下記の引受保険会社は、各加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合の責任を負います。

【引受保険会社(引受割合) 令和2年10月12日現在】
住友生命保険相互会社(50%) [事務幹事会社]
日本生命保険相互会社(20.5%) 第一生命保険株式会社(17%)
富国生命保険相互会社(10%) 明治安田生命保険相互会社(2.5%)

※引受保険会社と引受割合は今後変更することがあります。
※配当実績等により、給付金支払の引受割合とは異なる場合があります。

個人情報の取扱いについて

個人年金共済制度の運営にあたっては、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)は、加入対象者の所属する市役所、一部事務組合、広域連合、全国市長会が認めた団体(支部・都道府県市長会など)(以下、加入団体といいます)を通し、全国市長会が保険契約を締結する生命保険会社へ提供します。

この保険に基づいて加入団体が入手する個人情報については、この保険の事務手続き以外には使用いたしません。

また、保険会社(事務幹事会社)は、受領した個人情報を保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、各種商品・サービスの提供(関連会社・提携会社を含む)、その他この保険契約に関連・付随する業務に利用し、加入団体、他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、それぞれ上記に準じ個人情報を取り扱います。

注意喚起情報

保険の基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

① 申込み時 クーリング・オフ制度(加入申込の撤回)について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は全国市長会(法人)を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「(追加)加入日」から契約上の保障を開始(責任開始)します。引受保険会社の職員および契約者である全国市長会の職員などには保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

③ 申込み時 予定利率の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等が生じた場合に、**保険料や積立金などの計算基礎(予定利率)**を将来変更することがあります。

④ 請求時 年金・一時金などが支払われない場合について

次のような場合、年金や一時金などが支払われないことがあります。

- ◆遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、当該受取人には遺族一時金が支払われません。同様に年金受給者を死亡させた場合も、未支払の年金原資は支払われません。いずれの場合も、他の相続人に支払われます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺の行為があった場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることもあり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。
- ◆受取人や継続受取人が年金や一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)や契約者、加入者または受取人や継続受取人が、暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となる場合があります。この場合、所定の金額が返金されます。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約への加入または増口(保険料の増額)の際に提出される書類に、故意または重大な過失により重大な事実について不実の記載がある場合には、遺族年金特約保険金を加算できない場合があります。
- ◆契約者が保険契約を締結する際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金や一時金を不法に取得する目的または他人に年金や一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部またはその加入者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は返金されません。

⑤ 請求時 脱退・払出し時の一時金について

掛金をそのまま積み立てるのではなく、一部は制度運営費、事務手数料および遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、脱退・払出し時の一時金額が**払い込まれた掛金の合計額を下回る場合があります**。

⑥ 諸制度 年金・一時金などをめれなく請求していただくために

- ◆加入者からの請求に応じて、年金・一時金などが支払われますので、年金・一時金などの支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、所属の全国市長会個人年金共済担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの支払事由が生じた場合、加入されているご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、所属の全国市長会個人年金共済担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- ◆年金・一時金などの円滑な請求のためにも、加入者から受取人に、事前にご契約内容についてのご説明をお願いします。

⑦ 諸制度 生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- ◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、**年金額・一時金額などが削減されることがあります**。
- ◆引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも年金額・一時金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

⑧ 諸制度 生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- ◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ◆なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑨ 諸制度 契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度(拠出型企業年金保険)の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

住友生命保険相互会社 年金サービス室

(拠出型企業年金保険窓口 スミセイフリーダイヤル)

☎ 0120-307990

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(祝日・12月31日～1月3日を除く)

お問合わせの際には契約者名(全国市長会)および貴市役所(団体)名をお伝えください。

【事務幹事会社】 住友生命保険相互会社